不利益処分の処分基準

処分の内容		一部負担金不払いによる徴収
根拠法令及び条項		国民健康保険法第４２条第２項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
処分基準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	第４２条第２項　保険医療機関等は、前項の一部負担金(第４３条第１項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第２項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第４４条第１項第１号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。 一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について（昭和３４年３月３０日保発第２１号）参照
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成３１年４月１日最終変更）